新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ＳＤＧｓの達成に向けた取組を積極的に行う県内企業等を登録し、その取組を広く周知することにより、ＳＤＧｓに取り組む県内企業等の裾野を拡大するとともに、県内企業等におけるＳＤＧｓ推進の機運醸成や付加価値の向上、競争力強化などを図ることで、県内企業等におけるＳＤＧｓの普及を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内企業等　新潟県内に事業所又は活動拠点を有し、かつ、新潟県内において事業活動を行う法人、団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主をいう。

(2) 登録事業者　ＳＤＧｓ達成に向けて企業価値の向上等を図ろうと取り組むものとして、第５条第１項の規定により新潟県知事の登録を受けた県内企業等をいう。

（対象）

第３条　新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録制度の登録（以下「登録」という。）の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する県内企業等とする。

(1) 環境・社会・経済の３側面の取組及び目標を設定していること。

(2) SDGs 達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組むこととしていること。

(3) 県税等租税公課の滞納がないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成 22 年新潟県条例第 52 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（登録の申請）

第４条　登録を受けようとする県内企業等は、新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録申請書（様式第１号）に次の書類を添付して知事に申請するものとする。

(1) ＳＤＧｓ達成に向けた宣言書（様式第２号）

(2) ＳＤＧｓ達成に向けた取組チェックリスト（様式第３号）

(3) 暴力団の排除等に係る誓約書（様式第４号）

(4) その他知事が必要と認める書類

（登録の実施）

第５条　知事は、前条の規定による申請があった場合において、第３条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした県内企業等を登録事業者として登録することとする。

２　知事は、登録を行った時は、新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録証を交付し、別に定めるロゴマークの使用を認めるものとする。

３　知事は、登録をしたときは、登録事業者に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

（ＳＤＧｓ達成に向けた取組の報告）

第６条　登録事業者は、登録の日から１年経過するごとに、その間の取組の進捗状況について、次の各号に掲げる事項を自社のホームページ等で公表するものとする。進捗状況報告書（様式第５号）を自社のホームページ等に掲載する方法も認めるものとする。

(1) ＳＤＧｓ達成に向けた取組

(2) 2030 年に向けた指標の進捗状況（現状値及び目標値）

(3) ＳＤＧｓ17 の目標のうち関連する項目番号・項目名

２ 登録企業は、前項の規定による公表をしたときは、知事に、公表した内容を速やかに報告するものとする。

（登録の有効期間）

第７条　登録の有効期間は、登録の日から３年間とする。

（登録の更新）

第８条　登録事業者は、前条の登録の有効期間が満了する場合において、満了日までの間に登録を更新することができる。

２　前項の登録の更新手続きについては、第４条の規定を準用する。

（登録の変更）

第９条　登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録事項変更届（様式第６号）により速やかに変更事項を知事に届け出るものとする。

（登録の辞退）

第 10 条　登録事業者は、登録の辞退について、知事に申し出ることができる。

２　前項の登録の辞退をしようとする場合は、新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録辞退届（様式第７号）を知事に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第 11 条　知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第３条に規定する要件を満たさなくなった場合

(2) 虚偽又は不正の手段により登録を受けたことが明らかになった場合

(3) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

(4) ＳＤＧｓの達成に資する活動について、実態がないと認める場合

(5) その他、登録事業者として適当でないと認める場合

２　知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等に対し、通知するものとする。

（その他）

第 12 条　この要綱で定めるもののほか、新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年８月１日までに、新潟県ＳＤＧｓ推進建設企業登録制度実施要綱第４条第１項の申請又は同要綱第７条の更新の申請を行った者が、同要綱第５条第１項の登録を受けた時は、当該登録を受けた者は、新たにこの要綱第４条第１項の申請を行い、第５条第１項の登録を受けた場合を除き、令和 11 年８月１日までの間、この要綱第２条第２号の登録事業者とみなす。

３　前項に規定する登録事業者とみなされた者の、この要綱第６条の取組の報告並びに第９条から第 11 条までの登録の変更、辞退及び取消しに関する手続きは、新潟県ＳＤＧｓ推進建設企業登録制度実施要綱第８条から第 11 条までの規定を準用する。